平成２３年（フ）第１１６号
横浜市泉区岡津町2280番地
破産者　有限会社横山組
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２６号
横浜市鶴見区梶山２丁目９番26号
破産者　有限会社博伸興業
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５号
福井市種池１丁目1701、商業登記簿上の本店所在地福井市種池町第３号79番地
破産者　合資会社橋野
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４３号
大阪府豊中市二葉町２丁目１番40号
破産者　有限会社オート技研
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
島根県仁多郡奥出雲町三沢501番地
破産者　景山　泰子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３６号
大分県竹田市久住町大字久住4050番地
破産者　株式会社花の企画社
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第９８号
宮崎県都城市下長飯町574番地
破産者　有限会社イマムラ
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４９号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋122番地　ハピネス21　１－Ｂ号室
破産者　比嘉みゆき（旧姓兼島）
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９６８号
仙台市太白区人来田２丁目27番３号
破産者　庄子多佳子（旧姓村木）
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
茨城県日立市河原子町３丁目14番16号
破産者　熊谷　直樹
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１６６７号
埼玉県さいたま市桜区田島４丁目39番16―106号、前住所埼玉県さいたま市浦和区木崎３丁目５番４号
破産者　新島　　篤
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７５号
埼玉県戸田市中町１丁目19番地の６　朝日パリオ戸田中町弐番館801号室
破産者　緑川岩次郎
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７６号
埼玉県戸田市中町１丁目19番地の６　朝日パリオ戸田中町弐番館801号室
破産者　緑川　泰子
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４７号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－８－308
破産者　三浦　省三
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２９号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1895番地
破産者　齋藤　広英
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
さいたま市桜区田島１丁目20番21―107号
破産者　髙橋　佐和
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
埼玉県上尾市大字戸崎１番地77、旧住所さいたま市桜区大字白鍬656番地12
破産者　前田　直輝
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
さいたま市岩槻区大字慈恩寺688番地５　グリーンコーポⅡ110
破産者　佐藤　将和
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３０号
横浜市青葉区荏子田２丁目８番地６　エクセレントシティＣ－１、開始決定時の住所横浜市青葉区美しが丘西２丁目15番地９　サンクタスヒューマンたまプラーザ407
破産者　南部　厚雄
1　決定年月日　平成23年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部